

3. 自己点検等報告の具体的な方法について

質疑応答集への自己点検等報告に関するQAの追加

食品表示基準別表第27の1の遵守事項である、「安全性及び機能性について新たな知見が得られたとき」の対応について、消費者庁の問合せフォームから、質問をいただくことが多かったため、機能性表示食品に関する質疑応答集の問8-6に本件に係る内容のQAを追加した。

【抜粋】食品表示基準別表第27(第2条関係)

一 安全性及び機能性の根拠に関する事項	届出に係る機能性関与成分の安全性及び機能性についての <u>新たな知見が得られたとき</u> は、その旨及び当該知見の内容を遅滞なく消費者庁長官に報告すること。
---------------------	--

○機能性表示食品に関する質疑応答集(令和7年10月1日改正)

【問8-6】 別表第27の1の遵守内容に関し、機能性に関する新たな知見が得られた場合にどのように対応すれば良いか。また、安全性に関する知見はどのように確認すべきなのか。

(答)

機能性の評価に変更が生じるような否定的な知見が新たに得られた場合は、SRを再度実施する必要がある。安全性に関する知見については、行政機関等^(※)が公表している情報等を定期的に確認する必要がある。

消費者庁長官に報告する必要がある際には、変更届出又は撤回届出にて対応してください。

(国立医薬品食品衛生研究所) (食品安全委員会)

※行政機関の例 国立医薬品食品衛生研究所(URL: <https://www.nihs.go.jp/index-j.html>)
食品安全委員会(URL: <https://www.fsc.go.jp/>)



GMP(適正製造規範)基準の遵守の確認方法

天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品として届け出られた機能性表示食品については、令和6年内閣府告示第108号で定める基準(GMP基準)に準拠した体制で製造又は加工される必要があります。

製造又は加工が**GMP基準に準拠**して行われることの確保は、**届出者の責務**です。
届出者の皆様による製造等施設のGMP準拠状況の確認には、以下のような方法が考えられます。

- (1) 届出者が製造等施設のGMP準拠状況を自ら点検・確認する。
- (2) 製造等施設にGMP準拠状況を自己点検させ、その結果を届出者が確認する。
- (3) 第三者(委託先等)に製造等施設のGMP準拠状況を点検させ、その結果を届出者が確認する。

※点検は、GMP基準に沿って確認する方法や、**自己点検表(消費者庁HPで公表予定)**を用いて行う方法があります。

届出者は、(1)～(3)の方法等により、製造等施設の体制がGMP基準に準拠していることを確認し、その結果を自己点検等報告に反映してください。

ただし、令和8年8月末までは経過措置期間であるため、令和8年3月31日までの初回報告の時点では、「GMP基準に準拠した体制を構築中」と報告いただいても問題はありません。
製造等施設と連携の上、経過措置期間の終了までに、GMP基準に準拠した体制を構築できるよう引き続き準備をお願いします。



GMP(適正製造規範)基準の遵守の確認方法

○消費者庁HPに公表する自己点検表について

消費者庁は、機能性表示食品の製造・加工における GMP 遵守義務化の完全施行に向けて、製造等施設の GMP 実施状況の確認・助言を経過措置期間中に実施しています。本自己点検表は、この確認・助言に用いている製造者向けの自己点検表を、届出者向けの様式に整えたものです。

錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理(GMP)自己点検表【機能性表示食品用】

ver.2025.11

本自己点検表は、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品として届け出られた機能性表示食品の製造・加工における GMP 遵守の確保を目的とし、令和7年5月2日付け食品衛生基準審査課事務連絡に、「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準(令和6年内閣府告示第 108 号)」で求められている事項を注釈で示したものです。

(黄色ハイライト部分が追加内容)

届出者名	
届出番号	
製造者名	
製造所名	

確認者		
製造管理責任者	品質管理責任者	総括責任者
氏名 確認日	氏名 確認日	氏名 確認日

令和6年内閣府告示 第 108 号で求められ ている項目	点検項目	点検結果 (適合・適合(推奨事項あり) ・不適合・適用除外)	不適合事由 又は推奨事項	確認結果や遵守状況が 判断出来る客観的根拠	
管理組織の構築及び作業管理の実施 (GMP ソフト)				点検日	点検者 (当該作業を担当して いない第三者)
1. 総括責任者等					
錠剤、カプセル剤等食品の製造等を行う者(以下「製造業者等」という。)は、当該製造等を行う施設(以下「製造所等」という。)ごとに総括責任者を置く。製造業者等は、総括責任者の下に、製造管理に関して実務経験を有する者のうちから製造管理責任者を、品質管理に関して実務経験を有する者のうちから品質管理責任者を、それぞれ置く。なお、実務経験としては、5 年以上あることが望ましい。総括責任者は品質管理責任者を兼ねることができるが、製造管理責任者は品質管理責任者を兼ねないようにすること。※令和6年内閣府告示第 108 号では「実務経験として 5 年以上あることが望ましい」という要件はない。また、総括責任者は製造管理責任者を兼ねてはならないとされている。					



定期的な試験検査の実施に関する問合せ

○食品表示基準別表第26の4の項口に掲げる、機能性関与成分の試験検査に関する事項について

【抜粋】別紙様式(Ⅶ) 遵守の状況等の自己点検及び評価に関するチェックリスト

五 別表第26の4の項口により届け出た食品中の機能性関与成分の試験検査に関する事項について、届出後も定期的に試験検査を実施している。	—
① 今回の報告期間に機能性関与成分の試験検査を実施し、試験成績書を非公開資料として添付した。	
② 現在試験検査を実施中で、試験成績書が発行される見込みである。	
③ 今回の報告期間に試験検査を実施していない。※	

【質問①】

年1回の自己点検で試験成績書を添付するとのことだが、検査は毎年実施することになるのか。
また、試験検査の有効期限はあるのか。

(答)

原則、毎年該当する期間内に試験検査を実施し、試験成績書を提出することとなります。

【質問②】

「②現在試験検査を実施中で、試験成績書が発行される見込み」で報告をした場合、試験成績書が発行され次第、改めて報告をする必要があるのか。

(答)

現在、試験成績書のみを届出データベース上で提出できる仕様になっていません。報告方法は別途掲示版等でお知らせします。試験検査は報告の直前に行う必要はありませんので、早期に実施するようにお願いします。



定期的な試験検査の実施に関する問合せ

○食品表示基準別表第26の4の項口に掲げる、機能性関与成分の試験検査に関する事項について

【抜粋】別紙様式(Ⅶ) 遵守の状況等の自己点検及び評価に関するチェックリスト

五 別表第26の4の項口により届け出た食品中の機能性関与成分の試験検査に関する事項について、届出後も定期的に試験検査を実施している。	—
① 今回の報告期間に機能性関与成分の試験検査を実施し、試験成績書を非公開資料として添付した。	
② 現在試験検査を実施中で、試験成績書が発行される見込みである。	
③ 今回の報告期間に試験検査を実施していない。※	

※ 選択肢「×」「①から③までのいずれにも該当しない。」「①及び②に該当しない。」「今回の報告期間に試験検査を実施していない。」を選択した場合は、その理由を簡潔に記載してください。

【質問③】

報告期間内に製造しておらず製造は終了しているが、市場に賞味期限内の商品が残っている場合、試験成績書の提出は必要か。

(答)

試験成績書は原則として添付が必要です。そのため、現在市場に流通している製品の試験成績書を添付してください。また、「③今回の報告期間に試験検査を実施していない」を選択した上で、※の説明欄へ、今回の報告期間には製造を行っていないため報告期間内の試験検査は実施していない旨を記載してください。

自己点検等報告に関する問合せ

○別紙様式(Ⅶ)のチェックに関する全般的なご質問

【質問①】

自己点検の提出がない場合に機能性表示食品としての要件を欠くことになるとのことだが、チェック欄の漏れや間違い等のケアレスミスがあった場合も同様の解釈となるのか。

(答)

チェック欄の漏れや間違い等により、ただちに要件を欠くことは想定していませんが、誤情報が残ることにより表示の適正性が担保できないおそれがありますので、ミスのないよう確認してください。なお、報告内容については、消費者庁から確認の連絡をする場合がありますので、その際はご対応願います。

【質問②】

現在販売していない商品のチェック方法について具体的な方法は。

(答)

原則、現在販売していない商品についても遵守事項を遵守する必要があります。状況に応じ、「①から③までのいずれにも該当しない」にチェックした場合は、※印の説明欄に理由を簡潔に記載してください。

自己点検等報告に関する問合せ

○別紙様式(Ⅶ)のチェックに関する全般的なご質問

【質問③】

様式第7号の別紙様式(Ⅶ)に示す「今回の報告期間」について、具体的な期間は。

(答)

【届出後1回目の報告】

令和7年4月1日までに公表された届出については、施行日^(※)から報告日まで、令和7年4月1日以降に公表された届出については、届出日から報告日までの期間をいいます。

(※) 令和6年9月1日施行: 別表第26号の5の項、別表第27の1の項、2の項(第8号を除く)及び3の項
令和7年4月1日施行: 別表第26号の1から4の項、6の項、別表第27の2の項第8号及び4の項

【2回目以降の報告】

前回の報告日から今回の報告日までの期間をいいます。

なお、別表第26の届出事項については、届出日以降の情報を踏まえて、点検、評価する必要があります。

【質問④】

自己点検等報告の消費者庁での確認に要する期間はどの程度か。

(答)

自己点検等報告については、消費者庁による適時の確認はせず、「機能性表示食品の届出情報検索(システム)」に報告内容が公表されます。報告内容に不足があった場合等により、消費者庁から確認の連絡をする場合がありますので、その際はご対応願います。

自己点検等報告に関する問合せ

○食品表示基準別表第26に掲げる事項について

【質問①】

安全性情報の更新で、安全性評価に係る本文の内容は変わらず、データベース等の閲覧日・確認日のみ更新する場合、大項目「一 安全性及び機能性の根拠に関する事項」の(1)は①～④のいずれを選択すべきか。
また、大項目「食品表示基準別表第26に掲げる事項」の小項目「三 安全性及び機能性の根拠に関する情報」は①～④のいずれを選択すべきか。

一 安全性 及び機能 性の根拠 に関する 事項 [㊦]	(1) 届出に係る機能性関与成分の安全性についての新たな知見が得られたときは、その旨及び当該知見の内容を遅滞なく消費者庁長官に報告している。 [㊦]	— [㊦]
	① 安全性についての新たな知見が得られ、新たな知見を反映した内容を届け出た。 [㊦]	㊦
	② 安全性についての新たな知見が得られ、新たな知見を反映した内容を届け出る準備をしている。 [㊦]	
	③ 安全性についての新たな知見は得られなかった。 [㊦]	
	④ ①から③までのいずれにも該当しない。 ^{※㊦}	

今回の報告期間において、次の届出事項について自ら点検及び評価を行い、次の①から④までのいずれかの数字をチェック欄に記載してください。

- ① 修正内容を反映した変更届を提出した。
- ② 修正に向け、変更届の提出の準備をしている。
- ③ 修正事項はなかった。
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない。[※]

食品表示基 準別表第 26 に掲げる事 項	一 表示の内容	
	二 食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報	
	三 安全性及び機能性の根拠に関する情報	
	四 生産・製造及び品質の管理に関する情報	
	五 健康被害の情報収集体制	
	六 その他の必要な事項	

(答)

安全性評価に影響を及ぼすような「新たな知見」は見つからなかったが、データベース等の閲覧日・確認日のみ更新する場合は、以下のチェックを選択してください。

「一 安全性及び機能性の根拠に関する事項」(1)⇒「③安全性についての新たな知見は得られなかった」
「三 安全性及び機能性の根拠に関する情報」⇒「③修正事項はなかった」



自己点検等報告に関する問合せ

○食品表示基準別表第26に掲げる事項について

今回の報告期間において、次の届出事項について自ら点検及び評価を行い、次の①から④までのいずれかの数字をチェック欄に記載してください。

- ① 修正内容を反映した変更届を提出した。
- ② 修正に向け、変更届の提出の準備をしている。
- ③ 修正事項はなかった。
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない。※

食品表示基準別表第26に掲げる事項	一	表示の内容	
	二	食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報	
	三	安全性及び機能性の根拠に関する情報	
	四	生産・製造及び品質の管理に関する情報	
	五	健康被害の情報収集体制	
	六	その他の必要な事項	

【質問②】

別紙様式(Ⅶ)の「食品表示基準別表第26に掲げる事項」について、変更届出を一度でも提出していれば、「① 修正内容を反映した変更届出を提出した」を選択してよい。例えば、変更届出を提出済みだが、受付されていない場合や差戻しがあり、再提出準備中の場合も①でよい。

(答)

当庁から受付連絡がなくても、届出事項を点検・評価しその内容に基づき変更届出を提出していれば「①修正内容を反映した変更届出を提出した」を選択してください。

自己点検等報告に関する問合せ

○食品表示基準別表第26に掲げる事項について

【質問③】

製造所の名称と衛生管理体制を変更した場合は、届出上は様式Ⅲの変更になるが、様式Ⅶのチェック項目では、「②食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報」と「④生産・製造及び品質の管理に関する情報」の両方にチェックを付ける必要があるのか。

(答)

「②食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報」と「④生産・製造及び品質の管理に関する情報」の両方にチェックする必要があります。

現在、様式Ⅶの「食品表示基準別表第26に掲げる事項」と機能性表示食品届出資料(様式Ⅰ～Ⅵ)が対応しておらず分かりづらい状況ですので、様式Ⅶをよりわかりやすい内容へ修正することを検討しています。今年度の報告においては、食品表示基準別表第26に掲げる事項について自己点検・評価を行った結果を入力する際に、チェックする箇所が分からない場合は、すべてのチェック欄(一～六)に同じ番号を入力してください。

例:届出者の氏名又は名称、製造者氏名又は製造所名及び表示見本を変更した場合、
⇒すべてのチェック欄(一～六)に「① 修正内容を反映した変更届出を提出した」と入力

機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

〇ログインについて

※2025年4月から、ログインの方法が新しくなりました。

※必ず、ログインができることを、報告期限に余裕をもって事前に確認してください。

※GビズIDプライムアカウントの申請から発行まで、1週間程度の時間がかかります。

GビズID | Home: <https://gbiz-id.go.jp/top/>

(マニュアル・マニュアル動画)

届出データベース届出マニュアル	動画による届出マニュアルの説明
※機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル[PDF:17.5MB] NEW ※機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル(分割版) 目次・はじめに[PDF:1.1MB] NEW 機能性表示食品届出データベースについて[PDF:2.1MB] NEW はじめてログインする[PDF:3.4MB] NEW ログインする(2回目以降)[PDF:1.4MB] NEW 食品関連事業者の基本情報の届出を行う[PDF:1.7MB] NEW 機能性表示食品の届出を行う[PDF:10.9MB] NEW データベース利用停止の届出を行う[PDF:1.7MB] NEW その他(ユーザIDのパスワード変更、ユーザIDの再通知申請等)[PDF:2.4MB] NEW 更改前の届出データベースとの様式の差分[PDF:1.1MB] NEW 届出データベース(事業者向け)と届出等告示の項目名の対応表[PDF:1.1MB] NEW	▶ はじめてシステムを利用する(GビズID利用者) (動画はこちら) 0:23- GビズID 0:50- GビズIDでのログイン方法 2:00- ログアウト方法 2:19- 基本情報の新規届出 3:19- 基本届出情報の修正 ▶ GビズIDとユーザIDの紐付け方法(旧システムでユーザIDを取得されている方) (動画はこちら) 0:35- GビズIDの取得 1:00- GビズIDの紐づけ 2:30- ログアウト方法



機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル - 自己点検等報告をする -

- ③ 「機能性表示食品 届出食品情報詳細 様式Ⅰ」画面において、「自己点検等報告」ボタンをクリックします。(p.266) 「機能性表示食品 届出食品情報詳細 様式Ⅰ」画面

- ④ 「機能性表示食品 自己点検等報告」画面が表示されます。(p.267)

「機能性表示食品 自己点検等報告」画面

鉛筆マーク

機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル - 自己点検等報告をする -

- ⑤ 「機能性表示食品 自己点検等報告」画面で、鉛筆マーク  をクリックし編集モードにします。(p.268)

「機能性表示食品 自己点検等報告」画面



- ⑥ 「機能性表示食品 自己点検等報告」画面の「自己点検等報告」エリアの各項目を点検の状況に応じてチェックします。(p.270)

チェックした後、「保存」ボタンをクリックして保存します。

「機能性表示食品 自己点検等報告」画面



機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○機能性表示食品制度届出データベース届出マニュアル - 自己点検等報告をする -

- ⑦ 画面下段の「自己点検等報告ファイル登録」で自己点検等報告に添付するファイルをアップロードできます。「ファイルをアップロード」ボタンをクリックし、「開く」画面で、アップロードするファイルを指定し、「開く」ボタンをクリックします。(p.270)

「機能性表示食品 自己点検等報告」画面

自己点検等報告ファイル登録

*別添様式 (別添) 遵守の状況等の自己点検及び評価に関するチェックリスト (公開)

試験成績書 (非公開)

ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

削除

ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

削除



- ⑧ 点検項目のチェックオンと必要なファイルのアップロードができれば、「送信」ボタンをクリックします。(p.270)

「機能性表示食品 自己点検等報告」画面

自己点検等報告 ※チェック項目1〜4はすべてチェックしてください

点検項目	チェック項目
1 別表第二十七の一項「安全性及び機能性の情報に関する情報」の遵守状況について点検を行っている	チェック項目1
2 別表第二十七の二項「生産・製造及び品質の管理に関する事項」の遵守状況について点検を行っている	チェック項目2
3 別表第二十七の三項「健康被害の情報の収集及び提供に関する事項」の遵守状況について点検を行っている	チェック項目3
4 食品表示基準別表第二十八に掲げる事項について点検を行っている	チェック項目4

自己点検等報告ファイル登録

*別添様式 (別添) 遵守の状況等の自己点検及び評価に関するチェックリスト (公開)

自己点検報告チェックリスト.pdf

ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

削除

試験成績書 (非公開)

自己点検報告試験成績書.pdf

ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

削除

送信

機能性表示食品届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○自己点検等報告後の画面（食品関連事業者）

- ① 「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面において、過去の自己点検等報告を確認したい届出情報の「機能性表示食品届出」リンクをクリックします。(p.272)

「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面

消費者庁											
ホーム 基本情報届出 機能性表示食品届出 よくあるご質問 (FAQ)											
機能性表示食品 届出情報 様式 I											
すべて選択											
13件 届出情報 2025年度 機能性表示食品届出 検索条件 すべて 機能性表示食品 届出情報 様式 I 4件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件 1件											
機能性表示食品届出	届出番号	届出種別	届出情報	届出日	届出者の法人名	商品名	ステータス (届出状況)	機能性表示食品 様式 I	ダブルチェックフラグ	届出情報	レコードタイプ
1	FC-0000000433	4201027239	変更届	2025/06/27	株式会社○○○○	■●●ドリンク	1件チェック済み	FC-0000000433	☐	変更届,届出済	○○●●
2	FC-0000000433	4201027277	新規届出	2025/06/27	株式会社○○○○	■●●ドリンク	公開済み		☐	新規届出,詳細	○○●●
3	FC-00000000195	4201027271	変更届,届出済	2025/06/27	株式会社○○○○	■●●ドリンク	公開済み	FC-00000002346	☐	変更届,詳細	○○●●
4	FC-00000002346	4201027247	新規届出	2025/06/27	株式会社○○○○	■●●ドリンク	公開済み		☐	新規届出,詳細	○○●●



- ② 「機能性表示食品 届出食品情報詳細 様式 I」画面において、「届出管理(自己点検等報告履歴)」リンクをクリックします。

「機能性表示食品 届出食品情報詳細 様式 I」画面

▼ <届出ステータス状況>

ステータス
公開済み

▼ <関連リンク>

届出情報 (自己点検等報告履歴)
FC-00000001195

届出管理
(自己点検等報告
履歴)リンク

機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○自己点検等報告後の画面（食品関連事業者）

- ③ 「届出管理(自己点検等報告履歴)」リンクをクリックすると、「機能性表示食品 届出管理詳細」画面が表示されます。

画面下段の「自己点検等報告」エリアには、以下の内容が表示されます。

- ・該当の届出にて報告済みの過去の自己点検等報告の一覧
- ・自己点検等報告を編集途中に「保存」ボタンをクリックした自己点検等報告の一覧にて「自己点検等報告名」リンクをクリックすると、「機能性表示食品 自己点検等報告」画面が表示されます。

「機能性表示食品 届出管理詳細」画面

機能性表示食品 届出管理詳細画面

機能性表示食品 届出管理
FC-NM-0000000019

機能性表示食品 届出管理
FC-NM-0000000019

届出者の法人番号
623001003796

届出者の法人名
株式会社〇〇〇〇

商品名
xxドリンク

受付番号
4250210039

届出番号

機能性表示食品届出情報_様式1 (1)

機能性表示食品届出	届出日	届出の種類
FC-0000187542	2025/01/19	新規届出

すべて表示

自己点検等報告 (1)

自己点検等報告名	自己点検報告日
FC SC 0000000045	2025/01/03

提出状況の確認はデータベースで行ってください。
※自己点検等報告の完了メールは送付されません。

機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○自己点検等報告に関する事前通知

【メール】期限が切れる3か月前及び1か月前に自己点検等報告が行われていないことが通知される

自己点検等報告期限喚起

自己点検等報告の更新期限の3か月前に、報告がなされていない場合に、届出担当者の連絡先メールアドレス(最大3名)宛に通知メールを送信します。

3か月前通知メール(件名)

【機能性表示食品制度】自己点検等報告について

3か月前通知メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

〇〇〇〇〇殿

以下の機能性表示食品につきまして、自己点検等報告期限が90日前となりましたので、お知らせいたします。
つきましては、お持ちのIDにて、「機能性表示食品制度届出データベース」にログインし、「自己点検等報告」から必ず報告作業をしてください。
報告方法の詳細は「機能性表示食品制度届出データベース 届出マニュアル（食品関連事業者向け）」を御確認ください。

届出番号：XXXXXXXXXX
商品名：〇〇〇〇

報告期限：
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

ログイン画面のURL：
<https://www.fld.caa.go.jp/kinousei/s/login/>

万が一、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに自己点検等報告が行われなかった場合は、当該機能性表示食品に関して、「機能性表示食品制度届出データベース」上の操作が一切できなくなりますので、御注意ください。

【注意事項】
本メールは、機能性表示食品制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 機能性表示食品制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

自己点検等報告期限通知

自己点検等報告の更新期限の1か月前に、報告がなされていない場合に、届出担当者の連絡先メールアドレス(最大3名)宛に通知メールを送信します。

1か月前通知メール(件名)

【機能性表示食品制度】自己点検等報告について（再送）

1か月前通知メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

〇〇〇〇〇殿

以下の機能性表示食品につきまして、自己点検等報告期限が30日前となりましたので、お知らせいたします。
つきましては、お持ちのIDにて、「機能性表示食品制度届出データベース」にログインし、「自己点検等報告」から必ず報告作業をしてください。
報告方法の詳細は「機能性表示食品制度届出データベース 届出マニュアル（食品関連事業者向け）」を御確認ください。

届出番号：XXXXXXXXXX
商品名：〇〇〇〇

報告期限：
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

ログイン画面のURL：
<https://www.fld.caa.go.jp/kinousei/s/login/>

万が一、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに自己点検等報告が行われなかった場合は、当該機能性表示食品に関して、「機能性表示食品制度届出データベース」上の操作が一切できなくなりますので、御注意ください。

【注意事項】
本メールは、機能性表示食品制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 機能性表示食品制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html



機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○自己点検等報告に関する事前通知

【アラート通知】期限まで1か月以内の届出、またはすでに期限切れの届出がある場合、届出DBにログイン後、**自己点検等報告期限アラート**のメッセージが表示される。

自己点検等報告期限アラート

自己点検報告期限が1か月以内の届出、またはすでに期限切れの届出がある場合、画面右上の  マークをクリックすることで、アラートメッセージが表示されます。未読の通知がある場合は、 のように、未読件数が表示されます。

また、アラートメッセージをクリックすることで、該当の届出の様式Ⅰ画面に遷移します。



The screenshot shows a web application interface. At the top, there is a search bar labeled "Search...". To its right are a bell icon and a user profile icon. A notification popup is displayed in the center, titled "通知" (Notification) with a close button "×". The notification content includes a lightning bolt icon, the title "自己点検等報告期限通知" (Self-inspection and reporting deadline notification), and the following text: "現時点で自己点検等報告が1年以上行われていない届出があります。つきましては、当該機能性表示食品に関する操作が一切できなくなりました。本通知をクリックして、該当する届出をご確認後、当該機能性表示食品に関して操作をする場合は、「【機能性表示食品制度】自己点検等報告の期限超過について」のメールでお知らせしました【問合せ】先まで御連絡ください。" (At this point, there are submissions that have not been self-inspected and reported for more than 1 year. Therefore, all operations related to the functional representation food will be unable to be performed. After clicking this notification and confirming the corresponding submission, if you perform operations related to the functional representation food, please refer to the email titled "【Functional Representation Food System】Exceeding the deadline for self-inspection and reporting" for details. Please contact us first if you have any inquiries.) The date and time "2025/03/21 10:57" are shown at the bottom of the notification. Below the notification, a table is partially visible with columns for "ステータス" (Status) and "様式Ⅰステータス" (Form I Status). The table contains two rows, both with "確認済み" (Confirmed) in both columns. On the right side of the interface, there are buttons for "表示" (Display) and "印刷" (Print), along with a dropdown menu and a "最" (Latest) button.

機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○自己点検等報告に関する通知（期限超過）

【メール】期限を超過した際、期限を超過した旨がメールで通知される。

自己点検等報告期限超過

更新期限が過ぎても報告がされていない場合に、届出担当者の連絡先メールアドレス(最大3名)宛に通知メールを送信します。

期限超過通知メール(件名)

【機能性表示食品制度】自己点検等報告の期限超過について

期限超過通知メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

以下の機能性表示食品は、現時点で自己点検等報告が1年以上行われておりません。
つきましては、前回のメールでお知らせしたとおり、当該機能性表示食品に関して「機能性表示食品制度届出データベース」上の操作が一切できなくなりました。
当該機能性表示食品に関して本データベース上の操作をする場合は、以下の【問い合わせ】先まで御連絡ください。

届出番号：xxxxxxxxxx

商品名：○○○○

ログイン画面の URL：
<https://www.fld.caa.go.jp/kinousei/s/login/>

【注意事項】

本メールは、機能性表示食品制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】

消費者庁 食品表示課 機能性表示食品制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

機能性表示食品制度届出データベースを用いた 自己点検等報告の方法について

○届出担当者の連絡先メールアドレスの設定等の確認について

自己点検等報告の報告期限を通知するメールを受信できるように、以下の事項をご確認ください。

【確認事項】

1. 2025年10月16日(木)20時20分頃に、届出担当者宛に下記の件名のメールを送信しました。未着の場合、ご自身の受信履歴や迷惑メールフォルダ等をご確認ください。

件名:【周知】(機能性表示食品制度)①表示見本の切替え、②手引きの様式の見直し、
③連絡先メールアドレスの更新 について

2. 各機能性表示食品の届出に登録している「届出担当者の連絡先メールアドレス」が最新のものであるかご確認ください。
3. 食品関連事業者の基本情報の届出における「届出担当者の連絡先メールアドレス」が最新のものであるか、あわせてご確認ください。
4. 消費者庁(g.kinouei@caa.go.jp)と届出システム(todokede@fld.caa.go.jp)からの連絡(URL付きメール含む)は、すべての届出担当者が受信できるように、メール受信設定をお願いいたします。

※メールアドレスは販売状況更新(マニュアル252～262ページ)作業により修正できます。

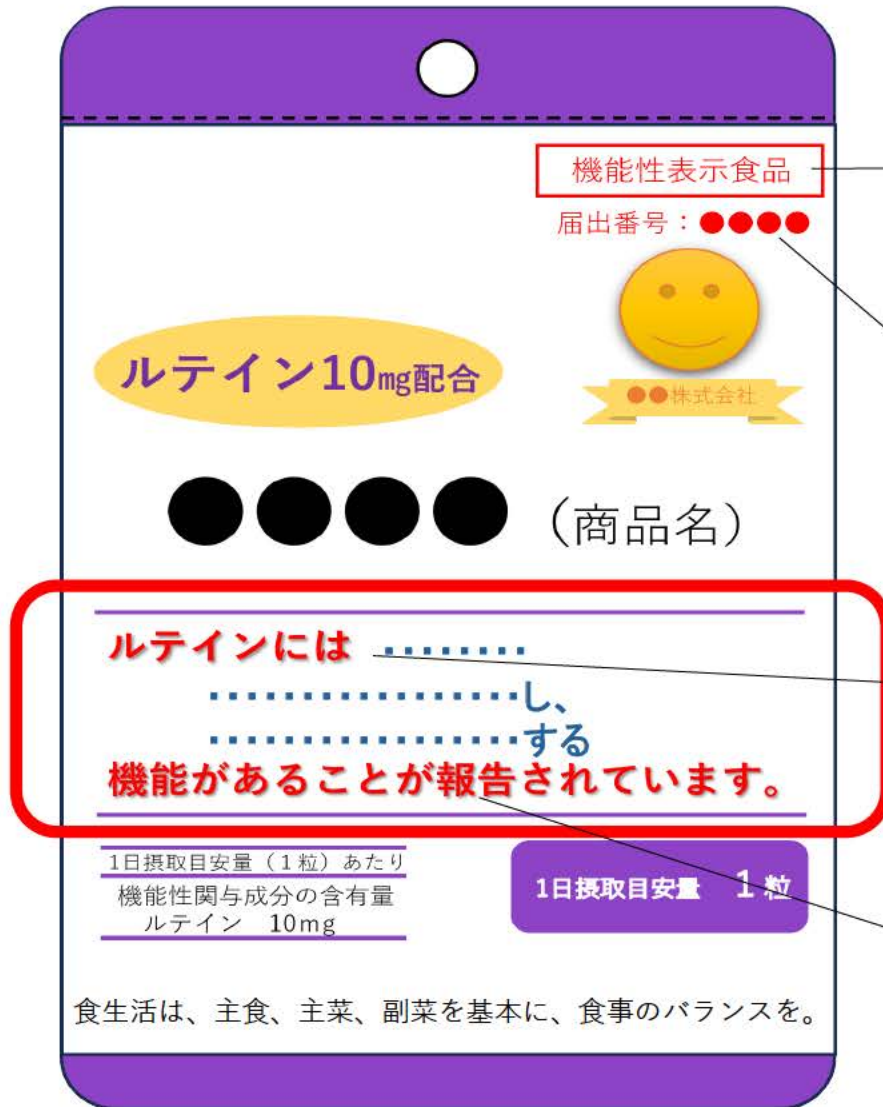


4. 経過措置期間を設けた事項への対応について

- 表示見本の切り替え
- 錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準への準拠

表示見本の切り替えについて

(見直し後の機能性表示食品の表示のポイント)



「機能性表示食品」の7文字は**上部**に**枠で囲んで**表示します。

届出番号は機能性表示食品の文字の**近接した箇所**に表示します。

機能性関与成分が有する**機能性**であることを明確に記載します。

「**報告されている**」旨がわかるように**的確**に表示します。

表示見本の切り替えについて

(見直し後の機能性表示食品の表示のポイント)

科学的根拠を基にした機能性について、消費者庁長官に届け出た内容を、「**機能性表示**」と冠して表示します。

機能性表示と同一面に、「本品は、特定保健用食品と異なり、機能性及び安全性について国による評価を受けたものではありません。届け出られた科学的根拠等の情報は消費者庁のウェブサイトで確認できます。」と表示します。

機能性表示 本品には●●●●が含まれます。 ●●●●には、○●し、▲▲する機能があることが報告されています。		【名称】 【原材料名】 【内容量】	
○本品は、特定保健用食品と異なり、機能性及び安全性について国による評価を受けたものではありません。届け出られた科学的根拠等の情報は消費者庁のウェブサイトで確認できます。		【賞味期限】 枠外左下部に記載 【保存方法】 【販売者】 製造所固有記号は枠外左下部に記載	
摂取の方法			
摂取上の注意 (医薬品や他の機能性関与成分との相互作用、過剰摂取等に係る注意喚起等について、当該機能性関与成分の安全性に関する科学的根拠を踏まえて具体的に表示する。)		栄養成分表示 (1粒あたり) エネルギー kcal たんぱく質 g 脂質 g 炭水化物 g 食塩相当量 g	
○医薬品ではありません。○本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び妊産婦を対象に開発された食品ではありません。○疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に摂取について相談してください。○体調に変化を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。		機能性関与成分 ●●● 10mg	
		原材料に含まれるアレルギー物質(28品目中) お客様相談室 ●●●-●●●●-●●●●	

賞味期限/製造所固有記号

摂取上の注意には**医薬品等との飲み合わせ、過剰摂取を防止するための注意喚起**を表示します。

義務表示事項は以下の2点が変更になっています。
●**医薬品ではない旨の表示**
●**疾病のある方、薬を服用されている方は、必ず医師、薬剤師に摂取について相談してください。**

事業者問合せ、又は連絡することができるよう電話番号を表示します。

※赤字は機能性表示食品としての義務表示事項

表示見本の切り替えについて

▼届出DB揭示版：NB-0000000072

タイトル：【機能性表示食品制度】食品表示基準の一部改正に伴う表示見本への記載について（一部再掲）

揭示板情報
NB-0000000072

揭示No.	NB-0000000072
揭示種別	重要
制度	機能性表示食品制度
タイトル	【機能性表示食品制度】食品表示基準の一部改正に伴う表示見本への記載について（一部再掲）
揭示内容	令和6年9月1日に食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第71号）の一部が施行されたことに伴い、現在、改正後の規定に基づく表示がされた表示見本の届出の受付を行っているところです（揭示板NB-0000000068 2025/3/31参照）。

改正後の規定に基づく容器包装への表示等に当たっては、令和8年8月31日までの経過措置期間を設けているところですが、経過措置期間が残り1年を切ったことから、新規届出、変更届出のいずれにおいても、改正後の食品表示基準の規定に基づく表示見本への切替えの届出手続きを計画的に進めていただけますようお願いいたします。

経過措置期間の終了直前は、表示見本の切替等を目的とした届出が多数提出されることにより、確認期間の長期化が予想されることから、経過措置期間中の切替えに間に合うよう余裕をもって準備を進めてください。具体的には、新規届出、変更届出いずれにおいても、令和8年6月1日以降に提出された届出は経過措置期間終了の9月1日までに公表が間に合わない可能性があります。加えて、同年5月31日までに提出された届出においても、差戻しとなり、6月1日以降に再提出となった場合には、同様に間に合わない可能性がありますのでご注意ください。

なお、表示見本の切替えが経過措置期間終了までに間に合わない等への特例対応は予定しておりません。

上記の表示事項の見直しは、制度の信頼性を高めることを趣旨としていることも踏まえ、経過措置期間の終了を待たずとも、変更届出を含め新たな表示見本の届出に当たっては、可能な限り速やかに改正後の食品表示基準の規定に基づく表示見本による届出を進めていただけますようお願いいたします。

上記の案内については、本年10月以降に差し戻す新規届出、変更届出において、表示見本の不備に限らず他の様式不備により差し戻す際の連絡時においても個別に案内を開始いたしますので、ご承知おきください。

リンク先参照
以上

届出が集中する経過措置期間の終盤では確認期間の長期化が予想されます。

新規届出、変更届出いずれにおいても、**令和8年6月1日以降に提出された届出は、経過措置期間終了の令和8年9月1日までに公表が間に合わない可能性があります。**

※可能な限り速やかに、改正後の食品表示基準の規定に基づく表示見本で届出を進めてください。

錠剤、カプセル剤等食品の「製造又は加工の基準」への準拠

令和6年9月1日に食品表示基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第71号)の一部が施行され、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品については、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準(令和6年内閣府告示第108号。以下「製造又は加工の基準」という。)に従った製造管理及び品質管理を行うことが必要になった。ただし、令和8年8月31日までは経過措置期間。

①機能性表示食品の届出データベース画面(様式第3号)

製造・生産・採取・漁獲等及び品質の管理に関する情報①【天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の場合】	
製造者氏名又は製造所名①	
所在地①	
中間製品① ①	☐
最終製品① ①	☐
製造又は加工の基準① ①	☐

②別紙様式(Ⅲ)－1－1

(2) 別紙様式(Ⅲ)－1－1	
商品名：	
製造及び品質の管理に関する情報 (天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品)	
れる場合はその記号	
☐ ①当該製造所の製造工程は、製品の衛生状態に変化を生じる。	機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準に基づき、製造又は加工が行われていることを確認している。□はい
	特に記載したいことがある場合、当該欄に文章で記載する。 ()

令和8年9月1日以降、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造施設のうち、製品の衛生状態に変化を生じさせる工程のある施設については、製造又は加工の基準に準拠した体制を確保した上で、

①機能性表示食品の届出データベース上の「製造又は加工の基準」のボックスにチェックを付すこと

②右側の別紙様式(Ⅲ)－1－1の赤枠内の「はい」のボックスにチェックを付すこと が必要。

製造又は加工の基準に準拠した体制を確保し、確保ができ次第、速やかに変更届出を提出するようお願いいたします。また、当該基準に準拠できていない場合については、別紙様式(Ⅲ)－1－1の「特に記載したいことがある場合、当該欄に文章で記載する。」に、いつまでに体制を整備するか、記載するようお願いいたします。



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

ご清聴いただき、ありがとうございました。